



2007年4月25日  
No.87号



# JAWAN

## 日本湿地ネットワーク・JAWAN通信

日本湿地ネットワーク (Japan Wetlands Action Network)  
〒191-0052 東京都日野市東豊田3-18-1-105 柏木実方 TEL&FAX 042-583-6365  
郵便振替口座 00170-8-190060 日本湿地ネットワーク  
■団体会費 5000円 ■個人会費 3000円 JAWAN URL : <http://www.jawan.jp/>



吉野川河口 (写真: 曾良寛武)

<b>【目次】</b>	諫早・ギロチンから10年 (辻 淳夫) .....	2
	三番瀬の状況 (牛野くみ子) .....	3
	韓国ツアー：ナクトンガン河口及び チャンウォンCOP10会場の見学 (三宅 武) .....	4
	「国際湿地シンポジウムin吉野川」を終えて (山内美登利) .....	6
	「ラムサール条約湿地を増やす市民の会」が 条約登録候補地リストを公表しました (浅野正富) .....	8
	終了間際の諫早湾干拓工事とよみがえれ！有明海訴訟 (堀 良一) .....	10
	JAWANからのお知らせ／編集後記 .....	12

# 諫早・ギロチンから10年

辻 淳夫 日本湿地ネットワーク代表

1997年4月14日、諫早湾に「ギロチン」が落とされた夜、故山下弘文さんは、テレビでその映像を見て「勝った！」と叫んだという。その瞬間彼が名づけた「ギロチン」映像は、誰の胸をも揺さぶらずには置かない。必ずや、世界を揺るがす声となって跳ね返ってくることを直感されたからだった。

事実、それまで足の遠かった全国の報道陣が諫早に向かい、イサハヤは「無駄で自然破壊の公共事業」の代名詞として、全国の、そして世界の話題になった。人々の熱い憤りは世論と環境庁を動かし、ゴミ埋め立て計画から藤前干潟を救う大きな力にもなった。

それから3年、予言どおりの「有明大異変」が起り、有明漁民7000人が結集したとき、彼の脳裏には、水門解放から干潟復元へ到る道が鮮やかにイメージされていたに違いない。2000年7月、ゴールドマン賞の集いから帰った彼を無常な「死」が襲うまでは。

それから7年、ギロチンから10年、アセス判断の誤りを認めず、開門調査の約束も捨てて、実態とかけはなれた事業再評価で、遮二無二干拓事業を進めてきた農水省・長崎県は、13人もの自殺者が出たといわれる有明漁民の痛切な願いと、全国の市民の期待を裏切っただけでなく、持続的な未来へのビジョンを求める世界の流れにも逆らったままだ。

昨年4月には韓国で、“諫早をモデル”に計画された、その10倍を超える規模（約4万haの干潟浅海域を40kmの堤防で閉め切る）の巨大なセマングム干拓事業が、世論を二分しながらも裁判で決着し、悲惨な轍を踏み始めた。来年には韓国でラムサール会議COP10が昌原市（チャンウォン）で開かれるが、そのときには、膨大な生態系を殺したことの結果が出ているに違いない。

そのときどうするのか？諫早と有明海を救えないでいる私たちが言えることではないが、せめてセマングムには、日本がしてきたような「過ち」の上塗りをしてほしくない。

諫早に先行して海を閉め切った始華湖（シーファー）の苦い経験を持ち、大都市ソウルの真ん中に清溪川（チョンゲチョン）を復元させた人々のしなやかな叡智を信じたい。

今年4月14日の諫早には、故山下さんを日本の父と慕ったキム・キョンウォンさんら、セマングムで闘っている韓国の環境保全活動家らも来日参加されることになった。

諫早・セマングムの絶望的な状況をとらえ、見つけ直し、どうしてもそこにあらたな希望を見出していきたいと思う。

2005年「愛・地球博」でのESD10（持続的開発のための教育10年）キックオフ集会で、「諫早の復元なしに、持続的な未来はない」と話したが、今あらためて言い直したい。

諫早とセマングムの復元なくして、人類の未来はない。



諫早湾閉め切り10年キャンペーンで、全国から諫早に寄せられたメッセージ入りの黄色いハンカチ。

（写真：諫早干潟緊急救済本部）

# 三番瀬の状況

牛野くみ子 千葉の干潟を守る会副代表

堂本知事が、埋め立ての白紙撤回、そして里海の再生を表明してから、既に6年が経ちました。円卓会議を2年、再生会議を2年議論してきた。この度、新規の再生会議が発足しました。

1月31日第1回再生会議に先立ち堂本知事より「千葉県では生物多様性ちば県戦略として、タウンミーティングを昨年7回開催したこと、また2010年の開催を閣議決定した名古屋での生物多様性条約締結国会議に三番瀬の再生のことを盛り込みたい」と'09年を意識したごあいさつがありました。

続いて大西会長の発言も「知事は生物多様性の専門家。今期の三番瀬再生のテーマはPlan（計画の策定）Do（実施）Check（評価）Action（対策の検討）というマネジメントサイクルを県民一体となって進める所存」と意気込んだごあいさつがありました。

この日、配布された資料は、再生会議のこれまでの経過と実施計画案、塩浜護岸改修事業の概要等です。が、実施計画案の前に諮問された事業計画はまだ確定されていません。

一つ一つステップを踏んでいないので、議論されたことがどう活かされたのかがさっぱり分かりません。ましてや、今回からは新規の委員も7名参加しているので面食らったことでしょう。その上、実施計画案には再生会議で、これまで議論されてこなかった流域下水道や三番瀬再生実現化推進事業等が盛り込まれ、予算が付けられているのです。

総額87億円の予算のうち、77億円が流域下水道に当てられています。江戸川左岸流域下水道は、茨城県境の関宿から管渠を通して、延々60km先の市川市に下水を持ってくるというもので、そのため河川流量が減少します。その上、建設費がかかりすぎるため下水道整備の期間は長くなります。既に、事業に着手して30年以上も経っているのに、進捗率は60%と極めて低い



堂本知事のあいさつ（1月31日の再生会議にて）

のです。やっと県も合併浄化槽の普及に腰を上げましたが、今後考えられることは、更にお金の高む高度処理、そして河川流量の減少を危惧して、下水高度処理水を河川に導入する等が事業計画に上がっています。これこそ再生会議の場で議論しなくてはならないことです。

江戸川左岸流域下水道と第二湾岸道路は、三番瀬の再生とは切り離して行うことで、円卓会議や再生会議でこれまで議論されてきませんでした。これらは、当初の740haの埋め立て計画があったときも、101haに縮小されたときも埋め立て計画の中心に含まれていたものです。

現在、埋め立て計画はなくなりましたが、まさに“公共事業は死なず”化けて出てくるのです。住民参加、情報公開を謳った円卓会議、再生会議ですが、ここにきて環境団体委員の強引な公募方法の変更も含め、県主導がはっきりと出てきました。また、結論が出ていないものを、あたかも決定したかのごとくに、再生会議に報告されます。

現在行われている塩浜2丁目の護岸改修に関しては、護岸直下の生きものが埋め殺されるので、さまざまな方法を考えよう、すなわち、粗朶とか木材を利用しながら、多様なバリエーションを考えながら護岸改修をし、モニタリングをし、順応的管理で進めるとしてありました。しかし、議論された工法は実施計画案からは姿

を消しました。

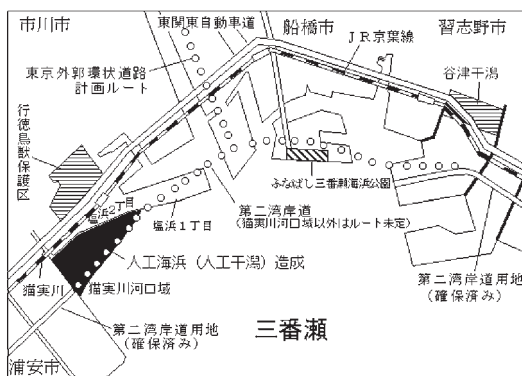
先日行われた護岸検討会議の勉強会では、19年度の工事は、改修が実施されている隣から進める案と反対側からも進める案とがありましたが、両側から進める案には結論が出ておりませんでした。

しかし、再生会議では両方から進めると県が報告したのです。さすがにこれには委員から「あれは勉強会であり、決をとったのはおかしい」「賛成してない」の声が上がりました。

予算が付けられた新事業の一つに三番瀬再生実施実現化推進事業があります。字面を見ただけでは何のことか分かりませんが「陸と海との自然なつながりを回復するために干出域を形成する」と県の説明にあります。これこそ県が目指している猫実川河口域に土砂を入れるというもので、これが第2湾岸道路に繋がると考えられることから、傍聴者が具体的にはどこの場所かと質問しました。すると議長である大西会長は「会場からの質問には答えないことになっている」と答えました。「千葉モデル」とか「全国モデル」と言われているこれが三番瀬再生会議の実態です。

いま、三番瀬で注目を集めているのが、カキ礁です。

猫実川河口域に広がる5,000m<sup>2</sup>の泥干潟に立つカキの山。水質浄化はもちろんのこと、稚魚に



県がめざす三番瀬再生と第二湾岸道路の予想ルート

すみかを提供したり、高波から守ったり、餌を提供したりと様々な働きをしていますが、評価されていません。ですから「邪魔だからとってしまえ」とか「あんなものはどこにでもある」とうそぶく人たちがいる始末です。三番瀬の宝物が正当に評価されるようにと、4月8日にアメリカからの研究者を招いて「日米カキ礁シンポジウム」を開催したところでした。

研究者の方は「三番瀬のカキ礁は規模も大きく、都会の中に生き生きとした生物がいるということと、東京湾は頑張っているなど思った」「自生しているカキ礁を持っている皆さんは幸せだ」とおっしゃっていました。カキ礁の保全が三番瀬ラムサール登録湿地につながるでしょう。ご支援をお願い致します。

## 韓国ツアー：ナクトンガン河口及び チャンウォンCOP10会場の見学

三宅 武 日本野鳥の会徳島県支部長

「国際湿地シンポジウムin吉野川」を徳島市で開催するにあたり、JAWANより韓国見学ツアーの提案がなされ、野鳥の会もすぐに賛成をしました。西日本の冬鳥は韓国より飛来することが多いと言われるので、韓国の野鳥状況を一度は見たいのが大きな理由でした。

参加者はJAWAN（浅野正富、伊藤昌尚、伊

藤恵子、伊藤よしの、柏木実）、八代野鳥愛好会（高野茂樹）、とくしま自然観察の会（井口利枝子）、日本野鳥の会徳島県支部（山内美登利、綿谷春代、三宅武）の10名です。

2007年1月6日（土）

徳島から一番早く到着したので、キメ空港東



COP10会議場（CECO入り口）



COP10会議場内部

側のナクトンガン河川敷で1時間ほど野鳥観察をしました。プサン市街地を背景にトモエガモは霞のような大群で湧き上がり、ヒシクイの大群もアシ原より次々に飛び立つなど、日本ではお目にかかれない光景が出迎えてくれました。

プサンのキメ国際空港で10名が14時に待ち合わせて、韓国自然保護団体のKFEMメンバーによる案内で、チャンウォン市へマイクロバスにより移動しました。

2008年チャンウォン市で開かれるCOP10会議場となるCECOを、COP10コーディネートチームが案内してくれました。光をふんだんに取り入れた斬新な10階建ての巨大な建築物が完成し、その中には大中小の会議場や展示場と同時通訳の国際会議場もありました。その横には2000名収容のホテル、デパートなどが建築中でした。チャンウォン市内のホテルや食堂でCOP10の準備状況を見に来ましたと言えば、割引サービスが受けられるくらい、一般市民も一丸となって取り組んでいることが伝わってきました。

チュナム貯水池も案内してくれました。ここは有名な探鳥地のために人も野鳥も多く、マガン、ヒシクイ、オオハクチョウ、マナヅル、ヘラサギなどに会いました。近くのゲージには傷病鳥としてクロハゲワシが2羽入っていました。

その日はチャンウォン市内で夕食会がマサン・チャンウォンのKFEMメンバーや市職員とで行われ、食後は伝統茶屋に移動し懇談会を開いてくれました。見学に来ただけでこんなに歓迎してくださり、野鳥を通じての熱い友情を感じました。

## 1月7日（日）

今日は広大なナクトンガン河口を訪ねるので朝食後はプサンへ向かいました。まずは河口のウルスク島にある「湿地と鳥たちの友だち」事務局で、バク・チュンロク先生たちから保護活動の経過や問題点と動植物の説明を受け、さらに河口に案内していただきました。まずはアミ山から広大な河口11kmに島状に点在する砂洲と続くアシ原の付近に浮かぶ数千羽のツクシガモやオオハクチョウに絶句。ミョンジ干潟でもオオハクチョウ、ツクシガモが広大な干潟で羽を休めていました。シノリ干潟ではダイシャクシギが30羽も越冬していました。ウルスク島では30数羽のダルマエナガを観察しました。

この環境は飛来する東アジアの野鳥たちにとって重要な湿地であり、ラムサール登録湿地として後世に永く残したいと素直な気持ちで言えます。

韓国の皆様、大変ありがとうございました。そして、今回の韓国エコツアーをお世話してくださったJAWANの皆様、大変ありがとうございました。



アミ山からのナクトンガン河口

# 「国際湿地シンポジウム in 吉野川」を終えて

山内美登利 日本野鳥の会徳島県支部共存部長

日本野鳥の会徳島県支部と日本湿地ネットワークの主催で去る2月24日（土）徳島市内において「国際湿地シンポジウム in 吉野川」を開催しました。

日本野鳥の会徳島県支部では長年にわたり吉野川河口の保全に関し要望や提言を通じて自然保護活動に努力してきました。四国三郎と呼ばれ親しまれてきた吉野川をラムサール条約の登録湿地とする目標を掲げての国際シンポジウムでした。自然豊かな吉野川河口は「東アジア・オーストラリア地域におけるシギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」に既に登録されており、国際的に重要な湿地であることは言うまでもありません。

シンポジウムでは韓国からお招きしたパク・チュンロク先生（「湿地と鳥たちの友だち」委員長）は「ナクトンガン河口湿地の保全運動」と題し、韓国を代表する河口部でありながら鳴旨大橋建設事業、新港湾建設事業などの開発計画に曝され、5種類の保護法が存在しながら保全が確保できない深刻な状況を講演されました。

東京大学の清野聡子さんは「日本の河口域の開発と管理の問題点」と題し、吉野川河口の自然や地場産業の場としてのすばらしさを強調し、「戦略的なアセスメント」が最も必要とされる河口と指摘しました。そして縦割り管理の間隙で崩壊するかけがえのない空間である河口の保全は、「市民・住民の力」にこそ問題解決を促す力

があると持論を展開されました。

主催団体として曾良寛武前支部長は韓国ナクトンガンと吉野川河口の置かれた環境の類似性を念頭におきながら、吉野川の自然生態系を保全する上で危惧される問題点を挙げて報告しました。

上流部から挙げれば、国営農地防災事業、第十堰可動化計画、東環状大橋建設、四国横断自動車道、沖洲海浜のマリンピア沖洲第二期工事があります。

第十堰可動化計画は現在停止状態ですが、まだ完全な中止にはいたらず、国土交通省は選択肢のひとつとして残していると思われます。また東環状大橋の建設は河口から2kmの地点に建設中であり、河口干潟に大きな悪影響を及ぼすと考えられます。徳島県支部は当初から懸念を表明し、環境への負荷軽減を図るトンネル案などの代替案の検討を要望してきましたが聞き入れられませんでした。

四国横断自動車道計画については沖洲海浜工事と連動しているので、自然保護に関わる県内市民団体と連名で事業者である西日本高速道路（株）と国土交通省にルート変更の提案要望書を提出し、渡河橋の建設中止を求めています。当局は受け入れがたいとする姿勢を崩しておらず今後粘り強い提案をしていくことになります。

後半のパネルディスカッションでは浅野正富さんの司会により、パク・チュンロク先生、姫



パク・チュンロク先生の講演  
（写真：白井恒夫）



パネルディスカッション  
（写真：白井恒夫）



渇水期の第十堰（2月25日）

野雅義さん、辻淳夫さん、井口利枝子さん、曾良寛武さんの各氏より韓国ナクトンガン河口と吉野川流域全体の保全をいかに進めていくべきかと活発な意見が交わされ、長期的な展望にたった吉野川の自然環境保全と賢明な利用を市民に呼びかける絶好の機会となりました。

パネルディスカッション終了後、参加者一同

でナクトンガン河口と吉野川河口のラムサール条約湿地への登録を目指して「吉野川宣言」を採択しました。

このシンポジウムには120名以上のたくさんの方が参加して下さいました。開催を支援して下さいました皆さまに心から感謝申し上げます。

## 吉野川宣言

悠久の時を越えて続く大地の営みの中で滔々と流れ行く大河、韓国ナクトンガン（洛東江）と四国吉野川。ナクトンガンは全長525km、流域面積23,384km<sup>2</sup>の韓国一の大河であり、四国三郎と呼ばれる吉野川は河口から第十堰まで14.5kmの汽水域を有し、河口幅は1.3kmと国内一を誇る清流である。その二つの大河を繋いで、今日、徳島に集う私たちは、大河の恩恵に支えられて生きる喜びを分かち合い、この二つの大河の恩恵を守ることを誓い合った。

ラムサール条約は、国際的に重要な湿地を条約に登録し、国内のすべての湿地を賢明に利用することを締約国に義務づけ、湿地の恩恵を私たちだけでなく、将来の世代も私たちと同様に享受できるようにしなければならないとしている。条約締約国である韓国と日本は、多くの絶滅危惧種が生息する河口干潟の自然生態系の豊かさを中心に国際的に重要な湿地の登録基準を充たしているナクトンガン河口、吉野川河口を条約に登録し、その恩恵を守る責務を負っている。

ナクトンガン河口は湿地保護区など5種類の保護区の指定を受け、吉野川河口は「東アジア～オーストラリア地域におけるシギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」に参加してシギ・チドリ類の生息地を守る努力を国際的に約束している。にもかかわらず、両大河の河口部の開発は止まることがなく、この数十年間、私たちの生活を少しでも便利にしようという目的の下、大河の恩恵の源泉が破壊され続けてきた。ナクトンガン河口ではすでに河口堰の建設によって汽水域が分断され、湿地保護区の中でミョンジ（鳴旨）大橋の工事が進み、新港湾建設も計画されている。吉野川河口では東環状大橋が着工されただけでなく、その下流に四国横断自動車道による橋が計画され、さらにマリニピア沖洲第2期埋立や第十堰可動化等の計画が現実化したときの自然生態系に与える負荷の大きさは計り知れない。私たちは、賢明な利用どころか、何千年にも亘って大河の恩恵を受けて営まれてきた生活の基盤を壊し、将来の世代が受けるべき大河の恩恵を奪い続けているのである。

1人でも多くの市民に、将来の世代のために果たすべき私たちの責任の重さを伝え、ナクトンガンと吉野川の恩恵を守ろうと誓い合うことによって、はじめて賢明な利用が可能になり、ラムサール条約登録への道が拓かれる。私たちは、これ以上自然生態系に負荷を与える開発を直ちに中止し、ナクトンガンと吉野川の賢明な利用を実現して、国際的に重要な湿地として条約に登録することによって、私たちの先達がこの両大河の恩恵を私たちに遺してくれたことに報い、私たちの将来の世代に対する義務を履行しなければならない。

日本の諫早湾では、日本最大のシギ・チドリ類の最大の渡来地であった諫早干潟が干拓事業により全長7kmの潮受け堤防で閉め切られてから10年を迎え、韓国では、諫早干潟の11倍もあるセマングム干潟が全長33kmの潮受け堤防で閉め切られて1年を迎える。2008年10月には韓国昌原市で第10回ラムサール条約締約国会議が開催されるが、韓国、日本では、いまだに各地で開発優先の政策によって多くの湿地が破壊され続けている。

私たちは、ナクトンガン、吉野川だけでなく、開発によって破壊の危機にある韓国、日本そして世界の湿地を繋ぎ、1人でも多くの市民と将来の世代と連帯して、すべての人と生き物のために、湿地の賢明な利用を実現して湿地の恩恵を守るべく、可能な限りの力を尽すことを、今ここに宣言する。

2007年2月24日

国際湿地シンポジウムin吉野川

「韓国ナクトンガン・吉野川のラムサール登録を目指して」参加者一同

# 「ラムサール条約湿地を増やす市民の会」が 条約登録候補地リストを公表しました

浅野正富 ラムサール条約湿地を増やす市民の会事務局長

皆さんは、「ラムサール条約湿地を増やす市民の会」（以下「ラム市民の会」と略称で表記します）をご存じですか。「ラムサール条約登録湿地を増やす議員の会」は知っている方でも、「ラム市民の会」というのは聞いたことがないと首を傾げられているかもしれませんね。実は、昨年6月、設立されたばかりの組織なのです。

とは言っても、共同代表7名は皆さんご存じの方ばかりです。JAWANの代表の辻淳夫さんはじめ、蕪栗沼の呉地正行さん、三番瀬の牛野くみ子さん、渡良瀬遊水池の高松健比古さん、中池見の笹木智恵子さん、吉野川の山内美登利さん、そして球磨川河口の高野茂樹さんです。

なぜ、ラム市民の会が設立されたかと言うと、2005年11月にウガンダの首都カンバラで開催された第9回ラムサール条約締約国会議で、日本は20か所の重要湿地をラムサール条約に追加登録し、それまでの13か所と合わせ33か所の条約湿地の登録を果たしましたが、追加された20か所には、蕪栗沼や中海・宍道湖など以前から強く登録が望まれていた湿地もあるものの、尾瀬や奥日光の湿原のように国立公園等に指定され従来から保全されている湿地が多数を占め、湿地保全に永年関わってきた人たちが望んでいるような、開発を止めて確実に保全していくべき重要湿地の条約登録が未だ進んでいないという背景があったからです。

10年前に日本最大のシギ・チドリの渡来地で、条約登録が強く望まれていた諫早干潟が干拓事業の潮受け堤防閉め切りによって消滅し、その後、藤前の登録は実現しましたが、泡瀬、和臼、吉野川、中池見、三番瀬、渡良瀬遊水池などの重要湿地は、登録されていないばかりか、今後の登録の見通しも不透明、相変わらず開発計画進行中か、一旦収まったかに見えた開発計画が姿を変えて現れそうな状況にあります。

このまま手を拱いていては大変なことになってしまうという危機意識が、各地で湿地保全のために活動している方々の間で沸きあがり、各地のメンバーが広く連携して、私たちが条約登録を望む重要湿地について、世間に条約登録して確実に保全していくことの必要性を訴え、環境省や自治体に登録実現のための強力な働きかけをしていく目的で、ラム市民の会は設立されました。

そして、ラム市民の会の最初の取り組みとして、2008年10月28日から11月4日まで韓国慶尚南道昌原市で開催される第10回ラムサール条約締約国会議に向け、「早急にラムサール条約に登録し保全すべき重要湿地リスト」を作成して、世間に公表し、関係省庁や自治体、「ラムサール条約登録湿地を増やす議員の会」等への登録に向けた働きかけを積極的に進めていくこととしました。

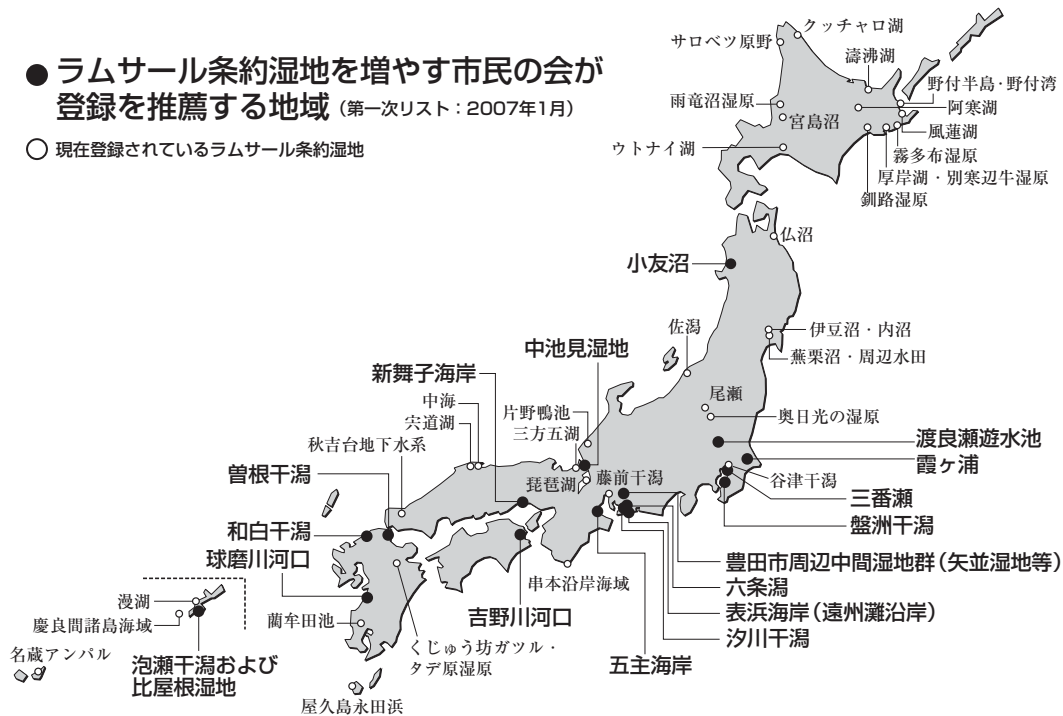
第9回ラムサール条約締約国会議では、日本は20か所の追加登録を果たしましたが、現在、第10回ラムサール条約締約国会議に向けた重要湿地の追加登録について、環境省において、数値目標はじめ具体的方針は特に定められていません。

このままでは、1993年に日本の釧路で第5回ラムサール条約締約国会議が開催されて以来15年ぶりに東アジアで開催され、東アジアにおける湿地の保全を推進していく絶好の機会となる韓国での第10回ラムサール条約締約国会議において、日本の重要湿地の追加登録は精々数か所にとどまり、第9回ラムサール条約締約国会議で20か所の追加登録を実現したのに比べ、重要湿地の条約登録が大幅にスローダウンし、国内で盛り上がったラムサール条約への関心や重要湿地の条約登録推進の機運が急速に萎んでしまうことが懸念されています。



## ●ラムサール条約湿地を増やす市民の会が登録を推薦する地域 (第一次リスト：2007年1月)

○ 現在登録されているラムサール条約湿地



そのような中で、私たちは、昨年夏から、条約登録の基準を充たし、かつ、各地のメンバーが強く登録を望んで活動している重要湿地の選定作業を進め、2007年1月26日、「早急にラムサール条約に登録し保全すべき重要湿地リスト(第1次)」として公表し、環境省記者クラブで記者会見を行い、選定された湿地の地元でも報道機関に働きかけを行いましたので、各地で地元の湿地がリストアップされたことが報道されています。

この第1次リストには、私たちの会のメンバーが直接条約登録推進の活動に関わっている17か所の湿地を選定しました。具体的な湿地は、北の小友沼から南の泡瀬干潟まで、上の日本地図にゴシックで名称が記載された17か所です。記者会見した1月26日には、早速環境省野生生物課と「ラムサール条約登録湿地を増やす議員の会」に、このリストを提示し、条約登録実現を求める要請を行いました。

この17か所については、現在、パンフレットの作成が進んでおり、まもなく皆さんの目に留

まることでしょう。署名活動や各種イベントなどを行って、このリストにあがった17か所の湿地を広く世間に認知してもらい、登録を望む世論を巻き起こし、行政を動かして、1か所でも多くの登録登録を実現していくつもりです。

そして、この17か所にとどまらず、まだまだ各地にたくさんある条約への登録基準を充たしている重要湿地を「早急に条約登録し保全すべき重要湿地のリスト」に加えて、全国の重要湿地の条約登録を推進していきたいと考えています。

「ラム市民の会」の趣旨に共鳴し、地元の湿地をリストに加えて条約登録推進の活動をしてみたいとお考えの皆さん、どうぞ下記事務局までご連絡下さい。ともに条約登録を目指してがんばりましょう。

ラムサール条約湿地を増やす市民の会事務局  
〒323-0034 栃木県小山市神鳥谷1丁目6番19号  
浅野正富法律事務所内  
TEL 0285-25-6577 FAX 0285-25-6627

# 終了間際の諫早湾干拓工事とよみがえれ！有明海訴訟

堀 良一 日本湿地ネットワーク運営委員／弁護士

## 1 干拓工事の終了と事業の終了

諫早湾干拓工事は、深刻な漁業被害を生み出したまま、この夏にでも終了しようとしています。

みなさん方のなかには、工事が終了してしまったら、もう打つ手はなくなるのではないかと、ご心配の方がおられるかもしれません。

しかし、ここで留意しなければならないのは、工事の終了と事業の終了は別だということです。農水省はさかんに防災目的を強調していますが、本来、諫早湾干拓事業は、農水省管轄の土地改良法にもとづく農地造成のためのものです。工事が終了して干拓農地ができあがり、そこで営農する農業者が決まらなくては、事業の終了はできません。事業終了前に行わなければならない農業者への土地の割り当てを「配分」といいます。

また、配分だけではなく、干拓工事によって作られた潮受け堤防や調整池の管理を誰がどういう負担割合で行うのかを決めなければ事業は終了しません。

これらのことが決まってはじめて、農水省は事業終了の手続きをすることが可能になります。土地改良法では、事業終了の手続きが終わった時点で、配分を受けた干拓農地の所有権が農業者に発生し、営農を開始することになっています。ここで初めて、干拓事業の終了、すなわち、干拓農地のできあがり、ということになるわけです。

## 2 事業終了にむけて農水省が抱える大きな矛盾

もともと諫早湾干拓事業は、事業目的に合理性がない無駄な公共事業として批判を浴びてきました。干拓工事が終了しても、干拓農地で営

農する農業者は、まともに集まりません。ここに大きな矛盾があります。農水省は地元の長崎県にその尻ぬぐいをさせるため、長崎県が公金を支出して、県農業振興公社に干拓農地を一括配分しようとしています。県農業振興公社は一括配分を受けた干拓農地を格安で農業者にリースし、さらに農業者に対しては長崎県が至れり尽くせりの支援を約束して、何とか農業者を集めようとしています。しかし、厳しい財政状況の長崎県にはそんなことをする余裕はありません。いきおい、長崎県民の福祉や暮らしに影響せざるをえないこととなります。

また、調整池の水質は、ご承知のように、保全目標を達成する見込みすらありません。20年間で5500億円を投入してなお水質が改善しない岡山県の児島湖の二の舞になる可能性があります。農水省は、調整池は本明川の河口になるのだから、国交省が管理すべきだと言いたいようです。しかし、国交省はそんなお荷物を抱え込みたくありません。また、この面でも地元負担は諫早市や長崎県の財政を直撃します。

この2つの高いハードルが、今後、工事が終了しても、事業終了に向けて、農水省の前に大きく立ちはだかっています。

このハードルを乗り越えるため、あらたな犠牲を長崎県民に負わせようとしている農水省は、平成19年度末までには事業を終了させたいとしています。しかし、事業終了にむけ農水省がかかえる矛盾に鋭いくさびを打ち込むことができれば、農水省の策謀を頓挫させることは可能です。工事が終わっても、干拓農地が野ざらし状態で、いつまでも営農がはじまらない状況は、とりもなおさず、無駄で有害な公共事業の姿を白日のもとにさらすことにほかなりません。そこに、有明海再生に向けた事業の見直しを実現する新たなチャンスが生まれる可能性があります。

### 3 佐賀地裁の現状と干拓農地リース事業への の公金支出差し止め訴訟の提起

佐賀地裁ではじまった「よみがえれ！有明海訴訟」は、2004年8月の工事中止仮処分命令を翌2005年5月に福岡高裁が覆し、さらに原因裁定においては同年8月に不当裁定が下されました。これに対しては、漁民が原告数を飛躍的に増大させ、これらの不当決定・裁定が何ら紛争解決に結びつかないばかりか、かえって紛争を激化させたことを世間に示しました。その結果、佐賀地裁では、不当決定・裁定を根拠に訴訟を打ち切ろうとする国側の策動を打ち破り、2006年2月からの研究者尋問を実現して、新たな仕切り直しのスタートを切りました。漁民側の研究者尋問はみごとに成功し、国がしぶしぶ申請した証人はみじめな結果に終わりました。この2月には粉雪の舞う有明海に船を浮かべ、裁判官と両当事者による現地進行協議が実現しました。タイラギの漁場では50センチもヘドロが堆積して潜水夫が立てず、船を別の漁場に移動しました。移動先の漁場ではたくさんのタイラギが立ち枯れしており、それを船に引き上げて裁判官に見せました。今後は、被害立証がはじまります。訴訟の目的も、工事中止から潮受け堤防撤去に変更し、工事が終わっても戦い続けることができる枠組みを確保しています。

こうした佐賀地裁での戦いを継続させると同時に、事業終了にむけ農水省が抱える矛盾にくさびを打ち込むべく、昨年8月に、干拓農地リース事業への長崎県の公金支出を差し止める新たな訴訟を長崎地裁に提起しました。原告は、これによって福祉や暮らしを圧迫される長崎県民です。

この裁判は今年2月26日に第3回の裁判期日がもたれました。

毎回の裁判期日では、複数の原告が意見陳述を行い、中小業者の立場から、母親の立場から、あるいは、農民の立場から、労働者の立場から、それぞれ各界各層の県民の厳しい暮らしの実情と長崎県政の貧困な実態を告発します。それは、さながらミニ県政シンポともいべき充実した内容になっています。

このなかで、被告の長崎県は答弁不能におち

いり、国に援助を願い出て、いま被告の長崎県は国から借りてきた代理人で裁判を行うという有様です。

ようやく昨年末に出てきた答弁に対して、今回、弁護団は4通の準備書面を提出し、全面的な反論を行いました。

論点は、大きく言って2つあります。第1の論点は、3つの土地改良法違反です。まず、そもそも県農業振興公社に一括してすべての干拓農地を配分することは許されない、また、実績もなく体制も整っていない県農業振興公社は農水省の内部基準にすら合致しないから配分を受ける資格がない、さらに、県農業振興公社はダメーで、実際には土地改良法上配分を受けられない長崎県が配分を受けるに等しいから脱法行為である、というものです。

第2の論点は、地方自治法や地方財政法の「最小の費用で最大の効果」原則に違反しているというものです。そもそも営農の可能性はないのだから、無理に営農を成功させようとする、長崎県は際限のない支援をしなければいけなくなる。いったん営農に長崎県が責任を持つ体制ができると、潮受け堤防の管理や調整池の水質保全などの際限のない支出をせざるをえなくなる。それはとりもなおさず、長崎県民の福祉や暮らしを更に犠牲にすることになる。仮に干拓農地での営農が成功するとしたら、それは県下の他の農業者を切り捨てることにつながる。何よりも、過去の干拓事例で、当初の予定どおりに営農がうまくいった事例は一つもなく、また、各干拓地の地元自治体が多大な出費を余儀なくされている現状があるのだから、すべて予定どおりにうまくいくというのであれば、諫早湾干拓農地だけは例外であることを証明しない限り、長崎県の厳しい財政事情のなかで、最小の経費・最大の効果の検討を尽くしたことにはならない、などというものです。

今回は、これに対する反論を長崎県が行うこととなります。

わたしたちは、この裁判を7月には結審して早期に勝訴判決を勝ち取り、佐賀地裁での勝利につなげていきたいと考えています。

同時に、長崎地裁での公金支出差し止め訴訟は、工事が終了しても事業は終了させないとい

う事業差し止め訴訟でもあります。わたしたちが、機を逃さずにしっかり運動すれば、この裁判での勝利を、有明海再生に向けての事業見直しのチャンスに結びつけることは可能です。

諫早湾干拓事業は、さまざまな矛盾を抱えた無駄で有害な公共事業です。今後とも、あの潮

受け堤防をはじめ、干拓工事によって作り出された醜悪な造成物が存在するかぎり、矛盾は再生産されるでしょう。

大切なことは、その矛盾を的確に分析し、機を逃さず、粘り強く戦い続けるということではないかと思います。がんばりましょう。

## JAWANからのお知らせ

### ■COP10に向けた特別賛助金ご協力のお礼

COP10に向けた特別賛助金及び賛助金に3月20日までにご応募いただいた方です。みなさまのご支援に厚く御礼申し上げます。(順不同・敬称略)

●特別賛助金 浅野正富、小沢秀造 (2件)

●賛助金 三谷親子、佐々木純一、古川博、青木敬介、高田直俊、井上美智子、山本哲江、武石全慈、伊藤昌尚、藤岡正博、斉藤礼子、立花一晃、森山紀美子、柏木実、石川輝雄、古城英彦、福田哲夫、笹木智恵子、千葉県野鳥の会、千葉の干潟を守る会、柏木睦子、JAWAN有志、森本義雄 (23件)

### ■カンパありがとうございます！

2006年3月から2007年2月までの間に、以下の方々からカンパをいただきました。今後とも皆様の暖かいご支援をお願い致します。(順不同・敬称略)

ハーヴィ・シャピロ、茂見定信、小沢秀造、平井清治、余門光子、森山紀美子、山本英司、藤岡正博、笹木智恵子、三谷親子、服部卓朗、佐藤聰子、江崎則博、高倉泰夫、松本設子、後藤哲子、安部斎、浅野正富、トラストサルン釧路、鈴木見子、福田正夫、池田愛美、山内美登利、桑野正名、高山進、高田直俊、猿山弘子、KFEM有志、三鶯創枝子、大野千矢子、井上美智子、板子文夫・まさ子、篠原久子、杉浦明子、亀井浩次、高橋ひろみ、朝廣和夫、里川干潟を守る会、島田美恵子、米田軍平、馬場浩子、ジャレル・ダグラス、石附孝子、細田邦子、宮林泰彦、ほかに匿名希望の方々。

### ■2007年度JAWAN会費納入のお願い

いつも日本湿地ネットワークにご支援くださりましてありがとうございます。みなさまの会費がJAWANの活動の推進力となります。2007年度会費(1~12月)の納入をよろしくお願い申し上げます。なお、既に納入された方はなにとぞご容赦ください。

●個人会費3000円/団体会費5000円

●振込先 郵便振替口座：00170-8-190060

加入者名：日本湿地ネットワーク

### ■ラムサールハンドブック「湿地の管理」発行

日本湿地ネットワークではラムサール条約事務局が発行している「ラムサール条約賢明な利用ハンドブック」の第2版第8巻「湿地の管理」を翻訳して発行しました(A4版84ページ)。このハンドブックシリーズは条約の決議やガイドラインをテーマごとにまとめ、そのテーマに関する追加的情報を加えて、条約事務局が分かりやすく編集し刊行しているものです。ご希望の方は郵便振替で、振込用紙の通信欄に「湿地の管理〇冊希望」とご記入の上、代金をお送りください。

●頒価 1500円(送料込み)

●振込先

(上記のJAWAN会費振込先と同じ)



## 編 集 後 記

◆通信87号の発行作業が大幅に遅れました。事務局業務が繁忙のためですが、誠に申し訳ありません。さて4月14日諫早全国集会へ参加し、翌日に諫早水門付近の数カ所を見学しました。広大なかつての干潟は新緑の草で覆われて牧草地みたいでした。雲雀が空高く舞うにもかかわらず気持ちは暗澹たるものです。この朝多くの新聞が諫

早全国集会を大きく取り上げ強い関心を示していたことをお伝えします。この諫早干拓による営農政策がうまくいくはずはないので、誰の目にも政策の過ちははっきりするでしょう。次号発行は7月下旬の予定です。(昌&恵)

◆干潟や湿地が一番楽しく美しい季節になりました。4月14日は過ぎましたが、5月も各地で「干潟・湿地を守る日」イベントが開催されます。詳しくはJAWANホームページ (<http://www.jawan.jp>) をご覧ください。(矢)